1. 商業地域にある教育施設等における日影問題について

市長自ら訪問した幼稚園の日影紛争。市長はどんな指示をしたのか

【藤井議員】通告に従い、まずは商業地域にある教育施設等が日影になる問題について質問します。

この議場のすぐ近くにある、名古屋教会幼稚園から「園児たちが健康に育つ、環境を守ってほしい」 と、相談の声がありました。

この幼稚園西側のコインパーキングがあった場所に昨年度、3 階建ての会館が建築され、南側には今年度、15 階建てのマンションが建築されました。こちらは園舎隣地で建設中の写真です(パネル)。幼稚園は商業地域にあたるため、建築基準法の日影規制はありません。



結果として、幼稚園は西側と南側、両方から日差しが遮られました。先生の話によると、「この冬は、午前 11 時以降、園児たちが活動する時間帯は日影です」とのことでした。さらに南東にあたる位置には今後、高さ 90m の建築物の計画があります。

先日、幼稚園に参りました。三輪車で元気よく遊ぶ園児に「楽しく遊んでいるね」と声をかけたら「うん、でもお庭、寒くなった」の言葉が返ってきました。マンションを指さし、「あの大きいお家がね」と話す園児もいました。先生や保護者からも「冷たい園庭で子どもたちを遊ばせるのか」との声が寄せられました。

子どもの心身の発達のために日光は非常に重要であることを改めて先生の皆さんから伺いました。

日光を浴びることで体内時計の動きを正常にし、日中にしっかりと活動し身体を動かすことで、健康な体づくりに役立つこと。日光を浴びることで、心が穏やかになり精神的にも良い影響を与えること。また子どもが季節によって変化する日差しの強弱を身体で感じ、さまざまなことを学ぶ大切さがあります。

幼い子どもたちにとって、見上げると目の当たりにする中高層建築物のもたらす圧 迫感は、正にそそり立った絶壁としか言いようがないでしょう。



▲名古屋教会幼稚園

本市には「名古屋市中高層建築物の建築に 係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(以 下、「条例」)があります。条例では、中高層 建築物を建築しようとする建築主に対し、保 育所、幼稚園など教育施設等が日影になる場 合には、建築主は「日影の影響について特に 配慮し」「当該施設の設置者と協議」しなけれ ばならずとあり、また、この配慮や協議の結 果は市長に報告しなければなりません。

先の幼稚園のケースでは、この条例に基づいて、建築主は園庭の南側をあける配慮をしたとし、協議がなされました。しかし、幼稚園や保護者の皆さんは、十分に日照を確保されたとは言えないと納得されていません。

園長先生は話します。「都会の真ん中にある、

私たちの小さな幼稚園の園庭では、これまで子どもたちが、土や水に触れ、花や虫たちと戯れ、陽の光や、そよ吹く風に季節の移り変わりを感じながら遊び、育ってきました。一部の大人たちの都合で、その環境が奪われるのは許されません」。

また園長先生からは、「マンション建設工事前の 2017 年 2 月、市長さんが幼稚園に 訪問されました。その時、先生たちの話をお聞きになり、『なんとかせな、あかんな』 と、話されていました」と聞きました。

そこで河村市長にお聞きします。幼稚園の先生や保護者の皆さんの訴えをどのよう に受け止められましたか。

また、「なんとかせな、あかんな」と話されたとのことですが、その後、2017 年夏 にマンション工事が着工し、幼稚園の隣にマンションが建築されました。この間、ど のような指示を出されたのか。お答えください。

幼稚園の日照が奪われることはええことではない。カ不足だった

【市長】大津橋の角の幼稚園のことですけど、二年前の二月ですかね、行きまして、最近のことですけど、残念なことでしてね、でっかいビルが二つ建っちゃって。行ってすぐ、住都(局)の誰かに「何とかしてちょー」と。南と西と二つありますでね、「何とかならんか」と。これ法律上のことがありますんで、「あと交渉して」と言っとったんだけど、若干セットバックはしてくれたようですけども、まあそういう結果になりまして。幼稚園なんかの日照がバサッと奪われることは本当にええことではないですよ、これは。残念だったけど、力不足だったということでございます。

教育施設の側に立って、周辺建築物の高さを規制できないか

【藤井議員】さて本市では昨年度、条例の対象となった建築計画が 494 件あり、その うち教育施設等と協議をしたのが 61 件でした。教育施設等の周辺だけで、教育施設に 影を落とす建物がこれだけあります。

都心に住んで子育てしようとしたら、教育施設等が日影になってしまう。たとえ、 都心の幼稚園や保育園であっても、これらの教育施設等が必要とされている以上、子 どもの健全な発達に必要な環境は、私たち大人がしっかりと守らなければなりません。 そこで住宅都市局長にお聞きします。条例はありますが、教育施設等の周辺で建物 が、続々と建築されています。特に商業地域では、建替え等の際にも、高さ制限や容 積率限界までの高いビルが建てられる場合が多く、現在、建物の間からわずかに得ら れている貴重な日照ですら失われる恐れがあります。

日照を受ける教育施設等の側に立ち、子どもたちが一定の日照時間を確保することができるように、周辺の建物などの高さを規制することはできませんか。お答えください。

法的には規制できない

【住宅都市局長】特定の建物や敷地が日照を確保できるように周辺の建物の高さを規制することは、後から建てる者が不利になり、公平性に欠ける規制になります。また、当時においては影の長さが広範囲に及ぶので影響範囲が大きく、過度な規制は財産権を侵害する恐れがあります。こうしたことから、特定の建物に日照を確保できるように、周辺の建物に高さを規制することは、できないものと判断しています。

商業地域は主として商業の利便の増進を図る地域であり、このような地域に日影制限を定めることは公法上の規制としては不適当であるとの考えから、建築基準法では日影規制を定めることはできないとされています。

しかしながら本市では中高層建築物の紛争の予防及び調整に関する条例を定め、用途地域によらず、教育施設に影響を生じさせるような中高層建築物を建築する場合は、 日影の影響について配慮や協議を求めております。

この条例の対象となる中高層建築物で、教育施設と協議が必要なものは概ね 50~60 件でございますが、多くは紛争に至ってはいません。建築確認の前に建築主と教育施設との間で、建物の立て方や工事のすすめ方について、協議をしていただくことで、紛争予防に、一定の効果があるものと考えています。

ご質問の件につきましても、この条例にもとづき建築主に対し丁寧な協議を求め、 調整をしてきたところでございますが、和解に至ることができず残念に思っています。 今後もできるだけ紛争が起きないように建築主に対して配慮や協議を求め、調整に 努めてまいるのでご理解賜りますようお願いいたします。

商業地域は次々に建物が建ち、日影が増すばかり。より一層の配慮が必要ではないか

【藤井議員】市長と住宅都市 局長から、それぞれ答弁をい ただきました。

都心部において、にぎやかな街づくりと子育てしやすい街づくり。この2つのバランスが取れたまちづくりが、重要だと考えます。



条例についての答弁もござ ▲「おひさまを奪わないで」と訴える幼稚園関係者 いましたが、条例が制定された 18 年前と比べると、この間、個別に容積率が緩和され、 大きな建物が増えています。一方商業地域内での日影規制はなかなか難しい状況です。 その結果、建物単独の日影だけでなく、周辺の建物からも日影が生じます。

ある建物が日影に配慮して建築しても、次の建物からまた別の建物の日影を受けるようでは、教育施設での日影が増えるばかりです。

これでは都心部の教育施設等にとって周辺環境が悪くなるだけではないでしょうか。 そこで住宅都市局長に再質問します。条例にある配慮と協議の義務付けは、紛争予防には一定の効果はあると答弁ありましたが、先に紹介した幼稚園のように、商業地域で日影規制がなく、周辺の建物から次々と日影が生じてしまう事例があります。このような事例については、より一層の配慮が必要と考えます。住宅都市局長は、どのようにお考えかについて、お聞きします。

指摘を踏まえ、周囲の建物による影響にも配慮するよう指導する

【住宅都市局長】「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」第 4 条に、市の責務として中高層建築物の建築に際し、居住環境の保全及び形成が図られるように指導するという定めがあり、紛争解決に向けた行政指導をしています。

ご指摘を踏まえ、建築する自らの建物だけでなく、周囲の建物による影響も可能な限り考慮して、教育施設に生じさせる日影に配慮するよう指導するとともに、紛争が生じた場合には適切な調整に努めたいと考えております。

条例をより実効性あるものに強化するよう求める(要望)

【藤井議員】住宅都市局長から「紛争解決に向けた行政指導」、「建築する自らの建物だけでなく、周囲の建物による影響」についても「教育施設に生じさせる日影に配慮するよう指導する」との答弁でした。

指導や調整に努めるとのことですが、都心部にある教育施設等の、今あるわずかな 日照を今後も確保できるかどうか。日影の問題を解決できるかどうか。これは、都心 部での子育てにとっても大きく直結します。

中高層建築物により、都心の幼稚園や保育園の園庭の日照をはじめとする豊かな環境が奪われてしまう。この事態が進むことを防止することは厳しいものもあり、この条例だけで、全てを防ぎきれないケースがあると考えます。それが今回の幼稚園ではないでしょうか。

この条例をより実効性あるものに強化するよう市長に求めて、質問を終わります。

2.区役所・支所における「おくやみコーナー」について

死後手続きが大変。ワンストップの「おくやみコーナー」を設置しては

【藤井議員】続いて区役所・支所における「おくやみコーナー」について質問します。 先日、最愛のご家族を亡くされた方から、「いろいろ大変でした」の訴えがありまし た。お話を伺うと、お通夜やお葬式ではなく死亡後の行政手続きが、大変だったそう です。

この間、ご家族を亡くされた遺族の皆さんとお話していますと、ほぼ全員から同様の声が聞かれました。「家族を亡くしたショックもある中、不慣れな手続きに戸惑った」という声。また、「区役所の職員さんが丁寧に教えてくれたけど、高齢のため自分一人では理解できず、県外に住む子供たちに手続きしてもらった」という声もありました。お亡くなりになってから、ご遺族の方は、亡くなった方によって手続き種類は違いますが、2週間程度の間に以下の手続きが必要となります。

世帯主変更届をはじめ、介護保険証被保険者証や、後期高齢者医療被保険者証の返納、 国民健康保険の葬祭費請求、遺族基礎年金の請求、障害者手帳の返納など。場合によっては10以上の手続きが必要となります。

本市では、死亡届け提出時に「死亡届を出された方へ」というチラシが窓口から手渡されます。このチラシには、手続きの対象となる方、担当窓口、手続き内容などが記載されています。これでチェックをしながら、各自で該当する各担当窓口を訪れますが、亡くなられた方によって必要となる行政手続きは、様々。庁舎内を上り下りし、各窓口を訪れることへの負担、手続きがよくわからないという方も見受けます。

区役所にはフロアサービスの方がおられますが、死亡後の行政手続きに関して、窓口に案内まではできても、個別に相談や付き添いまでとはなりません。また、介護や福祉の相談を専門にされる福祉コンシェルジュもおられますが、日々介護や福祉の相談で奮闘されているコンシェルジュの皆さんに、さらに死亡後行政手続きの個別相談や付き添いまでをお願いするとなれば、本来の介護や福祉の相談に支障が出てしまいます。

さて、遺族が複数の部署を訪れる手間を省き、手続きの提出書類も簡略にする自治 体が、この2年あまりで現れてきました。

そのうちの一つである松阪市では、死亡関連手続きに一元的に対応する総合窓口「おくやみコーナー」を 2017 年 11 月に開設。ワンストップ化によって、遺族による死亡 関連手続きが円滑に進められるようになり、市民満足度の向上や、受付時間の短縮を 実現しています。

先日、調査へ参りました。同コーナーで最初に行う「受付相談」では、来庁された遺族は「お客様シート」が渡され、シートに記入します。記入内容は「亡くなられた方」「窓口に来られた方」「相続人代表者」「喪主の方」の情報です。

このシートの内容が、おくやみコーナーから各部署へ伝わる仕組みです。各部署はこの情報を基に処理し、その内容をおくやみコーナーへ返します。ご遺族は、おくやみコーナーで待つだけでその後、各種申請書類に押印するだけです。市民の負担軽減と所要時間の短縮につながり、



同コーナーの平均利用時間は 20 分 \sim 30 分。また予約制度も導入しており、待ち時間 がさらに短くすむとのことでした。

ワンストップできない場合は、同コーナー職員が一緒に担当窓口まで付き添ってくれます。年金事務所や金融機関等の死亡手続きで必要となる戸籍や住民票の取得もサポートするなど一括して案内することで、届出漏れが減少し、再び窓口を訪れる必要がありません。

同コーナーの利用件数、平均して 1 日あたり 5~6 件、今年度 11 月までの利用者数は、死者数に対して利用者数の割合は 7 割を超えています。利用者アンケートでは、満足と答えた方が 90%以上と高く、利用者の声では、「以前、父が亡くなった時は、半日近く手続きに時間がかかったが、今回、母の手続きでは大変助かった」など歓迎の声が寄せられました。

私は今回調査を続ける中で、他の政令都市でも、「おくやみコーナー」の導入に向け て調査されていることを知りました。

ある政令市では松阪市に視察に行かれ、実際に自分たちのまちで取り組むなら、どのような課題があるか現在検討されているとのことでした。また別の政令市では、ワンストップ窓口ではありませんが、専任の案内人を配置し、死亡後の行政手続きを支援する形で、まずは試験的に一つの区役所で取り組もうとされています。両市とも市民

の負担軽減を考えておられます。

そこで市民経済局長にお聞きします。他都市においては死亡後の行政手続きに関して、今紹介したように一歩進んだ取り組みが始まっています。本市においても、市民が最初に訪れるであろう市民課において、市民に寄り添う「おくやみコーナー」を導入してみてはいかがでしょうか。

他都市の取り組みも参考に、市民満足度の向上に努める

【市民経済局長】死亡届を提出されたご遺族の方に対しましては、受付窓口で、その後に必要な各種手続きや書類等について、お困りになることがないよう、担当窓口の情報とあわせて一覧としてとりまとめ、お困りにならないようご案内しているところでございます。

ご遺族の方には、各担当窓口までお越しいただくことをお願いすることになりますが、窓口では、専門性を有した職員が、それぞれの方のご事情を確認させていただきながら、慎重かつ丁寧に対応しておりまして、結果的には、できる限り少ないご負担でお手続きをしていただけているものと認識しております。

各区役所・支所の窓口にお越しいただいた市民の皆様を対象に、平成 30 年 11 月に 実施した「窓口アンケート」におきましても、97.1%の方に窓口サービスに対してご 満足いただいているところでございます。

今後も、市民がより便利で快適な窓口サービスを受けられるよう、引き続き、他都 市の取り組みも参考にしながら市民満足度の向上に努めてまいります。

まずは移転改築する中村区役所で試験的に導入してみては(要望)

【藤井議員】市民経済局長から「他都市の取組みも参考にしながら市民満足度の向上 に努め」ると、答弁をいただきました。

今回、私が提案したいのは、死亡後の行政手続きにおいてです。利用者が、庁舎内の各窓口を訪ねることなく、負担なく手続きをすることができないか。最愛の家族を失った大変な時だからこそ、さまざまな手続きが必要となる死亡後の行政手続きをされる市民に、行政が優しく寄り添ってみてはどうかという提案です。

他の政令都市が、おくやみコーナーの調査や検討、実施に向けて前向きに取り組んでいる中で、高齢化が進む本市で、市民のニーズがないとは思えません。

死亡後の行政手続きについて、まずは市民の皆さまがどのように感じているのか。 その声を聞くことからはじめ、それを踏まえて他都市の事例をしっかり検討すべきで ある。その上で、たとえば 2022 年度、移転改築される中村区役所で、まずは試験的 に導入してみてはどうかと、強く要望し、質問を終わります。